

土浦市告示第 271 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により，特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し，平成 22 年 1 月 1 日以後に法第 6 条 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定により確認済証の交付を受ける建築物について適用する。

なお，平成 19 年 1 月 26 日土浦市告示第 191 号で告示した特定工程及び特定工程後の工程の指定は，平成 21 年 1 月 31 日限り廃止する。

平成 21 年 1 月 1 日

土浦市長 中川 清

第 1 中間検査を行う区域

土浦市の区域

第 2 中間検査を行う建築物の構造，用途又は規模

1 一の建築物における新築，増築又は改築に係る建築物の部分について，地階を除く階数が 3 以上であり，又は，延べ面積が 500 平方メートル以上の建築物。ただし，次に掲げるものを除く。

(1) 法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる建築物

(2) 法第 18 条の規定の適用を受ける建築物

(3) 法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

(4) 建築基準法施行令第 80 条の 2 第 1 号の規定に基づく枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準（平成 13 年国土交通省告示第 1540 号）に適合する構造の建築物

(5) 建築基準法施行令第 80 条の 2 第 1 号の規定に基づく丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準（平成 14 年国土交通省告示第 411 号）に適合する建築物

(6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による住宅性能評価（構造の安定に関するもので躯体工事完了時に検査を受けるものに限る。）を受ける建築物

2 主要構造部の全部又は一部を木造とする住宅（共同住宅及び長屋を含む。）又は兼用住宅で，一の建築物における新築又は改築に係る建築物

について、地階を除く階数が2以上であり、かつ、延べ面積が100平方メートル以上の建築物。ただし、前項の(1)から(6)までに掲げる建築物を除く。

### 第3 指定する特定工程

- 1 主要構造部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築工事に係る工事にあつては、1階部分の鉄骨の建て方工事の工程
- 2 主要構造部が鉄筋コンクリート造である建築工事に係る工事にあつては、2階の床（地上1階の建築物にあつては、屋根版）及びこれを支持するはりの配筋工事の工程
- 3 主要構造部が木造である建築工事に係る工事にあつては、屋根工事及び軸組工事の工程

### 第5 指定する特定工程後の工程

- 1 主要構造部が鉄骨造である建築工事に係る工事にあつては、耐火被覆の工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事の工程
- 2 主要構造部が鉄骨鉄筋コンクリート造である建築工事に係る工事にあつては、柱及びはりの配筋の工事の工程
- 3 主要構造部が鉄筋コンクリート造である建築工事に係る工事にあつては、2階の床（地上1階の建築物にあつては、屋根版）及びこれを支持するはりのコンクリート打込みの工事の工程
- 4 主要構造部が木造である建築工事に係る工事にあつては、壁の内装工事及び外装工事の工程